

一般競争入札公告									
神契公告第 204 号 一般競争入札の実施について 一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。 令和8年1月23日 神栖市長 木内 敏之									
公 告 番 号		神契公告第 204 号		担当課・TEL		健康増進部保健予防課		0299-92-0141	
事 業 名		8かみす健康ダイヤル24業務委託							
事 業 場 所		メディカルコールセンター内							
案 件 概 要		神栖市民に向けて、医師、保健師、助産師、正看護師、管理栄養士、ケアマネージャー、心理カウンセラーの有資格者が、24時間年中無休体制で無料電話での健康相談に対応する。							
履 行 期 間 等		令和8年4月1日から 令和9年3月31日 まで							
事 業 種 別		業務委託							
入札参加 資格要件		登 録 区 分		役務提供		登 録 業 種			
		営 業 所 の 等 許 可		プライバシーマークを取得していること。					
		総 合 点							
		営 業 所 の 所 在 地							
		技 術 者 要 件		専任性					
		履 行 実 績		令和3年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した有資格者（医師、保健師、助産師、正看護師、管理栄養士、ケアマネージャー、心理カウンセラー（公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士）のいずれか）が対応する健康医療の電話相談業務を元請けとして36ヵ月以上継続して適正に履行した実績を有すること。					
		そ の 他 要 件							
設 計 図 書 等 の 閲 覧		場 所		直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課（事前連絡を要する）					
		ア ド レ ス		神栖市ホームページ https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1012757/index.html 入札情報サービス https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/shidositsu/chodo/denshityotatsu/top.html					
入 札 方 法		電子・紙種別		電子入札					
入 札 参 加 受 付 （ 電 子 入 札 ）		期 間		令和8年1月26日 9：00 ～ 令和8年2月4日 17：00 ※ただし、土、日曜日を除く。					
質 疑 ・ 回 答		受 付 期 限		令和8年1月30日 17：00		回 答 日		令和8年2月3日	
		提 出 方 法		電子メールまたは持参 nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp		回 答 方 法		市ホームページに掲載する https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1012757/index.html	
		設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。							
入 札 書 受 付 期 間 等		電 子 入 札		令和8年2月5日 9：00 ～ 令和8年2月17日 17：00					
		郵 便 入 札		事前承諾を得た紙入札に限り、令和8年2月5日09:00以降に郵送手続きを行い、令和8年2月17日17:00までに神栖郵便局必着					
入 札 時 注 意 事 項		入 札 書		入札書には、契約希望金額の100/110の額を記載すること。					
		内 訳 書		不要					
		そ の 他							
入 札（開 札）日 時		日 時		令和8年2月19日 10：35					
		場 所		神栖市役所 5階 501会議室					
予 定 価 格		5,457,000 円（税抜）				低 入 札 調 査 基 準 最 低 制 限 価 格		設定していない	
入 札 保 証 金		免除		契 約 保 証 金		免除			
前 払 金		無				部 分 払		有	
建 設 リ サ イ ク ル 法		対象外		議 決 の 要 否		否		長期継続契約 対象外	
そ の 他		○債務負担行為設定事業 ●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html							
入 札 参 加 資 格 審 査 書 類		一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く執務時間中）以内に提出すること。							